PCA CORPORATION
最終更新日：2016年6月28日
ピー・シー・エー株式会社
代表取締役社長 水谷 学
問合せ先：常務取締役管理本部長 佐藤文昭 TEL：03－5211－2711
証券コード：9629
http://www.pca.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「社是、経営理念、行動規範」に基づき、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働に努めることにより、継続的な成長や企業価値向上がもたらす社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動を実現するため、ピー・シー・エーコーポレートガバナンス ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組むものとしております。

社是（会社経営の根本方針を示した言葉）
基幹業務の高度な自動化を実現するソフトウェアを開発・販売することで社会に貢献すること。
・PCAは基幹業務ソフトで社会に貢献します。
※社会への貢献とは、これまでにない新しい価値を創出して、社会の役に立つこと。

基本理念・企業理念・経営理念（当社が経営上、何を最高のものとするかについての根本的な考え方）
1．カスタマ・ファーストの精神を常に心がけます。
2．健全経営、長期的観点での高収益型企業を志向します。
3．社員は家族と認識し、アットホームな会社を作ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

1　【補充原則1－2－2　株主総会の権利行使】
・当社は、株主が総会議案の検討に十分な期間を確保できるよう、株主総会招集通知に記載する情報の正確性を担保の上、早期発送に努めます。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、東京証券取引所の開示サイト「TDnet」をはじめ、自社のウェブサイトにおいて電磁的方法にて公表を行ってまいります。

2 【補充原則1－2－4　株主総会の権利行使】
・当社は、自社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等を合理的に判断した上で、議決権の電子行使を可能とするための環境整備（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳対応の検討を継続的に行ってまいります。

3 【原則3－1　情報開示の充実】
情報開示の基本方針と充実化
・当社は、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの正当な理解と信頼を得るため、経営戦略や財務状況等の企業情報を、公平性・正確性・適時性に配慮し、適切かつ透明性の高い情報開示を基本方針として、迅速な情報開示体制を構築しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・当該2項目は、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しております。ご参照ください。
なお、当該2項目におきましては、より客観的で透明性の高い「報酬決定の方針」および「全ての候補者の指名方針」の策定・充実化を行ってまいります。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
・取締役・監査役候補の選任・指名の説明につきましては、株主総会招集通知の株主総会参考書類において略歴等・選任理由を記載するとともに、社外取締役・社外監査役におきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1．機関構成・組織運営等に係る事項」にも記載しております。ご参照ください。
なお、当該項目におきましては、社外取締役・社外監査役以外の全ての候補者の選任・指名についての説明・開示の充実化を行ってまいります。

4 【補充原則3－1－2　情報開示の充実】
・当社は、グローバル市場における対話を通じてグローバルな環境での企業認知や企業価値の向上を目指していきながらも、実際の株主構成における海外投資家等の比率を踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示・提供を進めてまいります。

5 【補充原則4－1－2　取締役会の役割・責務（1）】
・当社は、取締役会により承認された中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、計画内容の根拠やその背景、事業環境などを株主に説明するとともに、その実現に向けて最善の努力を行い、且つ、仮に、業績目標が未達に終わった場合には、その原因、取締役会が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析結果を次期以降の計画への反映について審議することができる体制を整備してまいります。

6 【補充原則4－1－3　取締役会の役割・責務（1）】
・当社は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について、取締役・経営陣幹部の選任・指名の方針と手続を確認し、重要な職責を果たすべき人材がしかるべき役職に登用され、最高経営責任者等に求められる知識・経験・能力を養うことができているか等について、取締役会による適切な監督を行う体制を整備してまいります。

7 【補充原則4－2－1　取締役会の役割・責務(2)】
・当社は、取締役の報酬等につき、経営の監督機能が十分に発揮されるよう、取締役として相応しいものとするほか、経営陣幹部に対する報酬としては、中長期的な業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うなどの動機付けを図れる

報酬制度の構築検討を継続的に行ってまいります。

8 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
・取締役会は、社外取締役としての監督・助言機能の役割および責務の実効性を高めるため、独立性・中立性があり、その資質を備えた独立社外取締役を複数名設置することとしております。
・当社は、6月24日に1名の独立社外取締役が辞任したことにより、選任者は1名となっております。
今後は効率的経営に努め、その成果に応じ、複数名設置を再検討してまいりたいと考えております。
詳細は、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役関係】に記載しております。ご参照ください。

9 【補充原則4－8－1 独立社外取締役の有効な活用】
・当社は、独立社外取締役が、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外者のみを構成員とする会合等を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る体制を整備してまいります。

10 【補充原則4－8－2 独立社外取締役の有効な活用】
・当社は、独立社外取締役の互選により「筆頭独立社外取締役」を決定し、業務執行取締役・経営陣との連絡・調整や監査役・監査役会との連携に係る体制を整備してまいります。

11 【補充原則4－10－1 任意の仕組み活用】
・当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得る等、必要に応じて任意の仕組みを活用する体制を構築してまいります。

12 【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・当社の取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について自己分析・評価を行い、その結果の概要を開示できるように制度を構築してまいります。
・当社の監査役会は、毎年、取締役会の監督機能ならびに業務執行機能等に関する取締役会全体の実効性について、監査役会としての分析・評価を行うとともに、社外取締役へのヒアリング等を行ったうえで、取締役会のより一層の実効性確保に向けた建設的な意見を述べることのできる制度を構築してまいります。

13 【原則5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、会社の経営環境等を踏まえた上で合理的な範囲において、収益力・資本効率等に関する目標を設定・公表し、その実現のための経営戦略・アクションプランについて、株主等に分かりやすい言葉・論理で明瞭に説明できる体制を整備してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

1 【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
・当社は、投資先企業との事業上の関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有します。
取締役会は毎年、主要な政策保有株式について事業運営上の観点および中長期的な経済合理性等を検証します。
・当社は、政策保有株式の議決権行使について、投資先企業の中長期的な企業価値向上に繋がること、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別銘柄ごとに精査・検討したうえで、議案への賛否を判断します。

2 【原則1－7 関連当事者間の取引】
・当社は、当社および株主の共同利益を害することのないよう、取締役・監査役等の当社関係者や主要株主等との取引については、取引の必要性・取引内容の合理性・取引条件の妥当性等に関して適切な手続（報告・承認）を定めるとともに、取締役会による監視体制を確保しております。
・上記関連当事者等との取引については、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、開示いたします。

3 【原則3－1 情報開示の充実】
情報開示の基本方針と充実化
・当社は、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの正当な理解と信頼を得るため、経営戦略や財務状況等の企業情報を、公平性・正確性・適時性に配慮し、適切かつ透明性の高い情報開示を基本方針として、迅速な情報開示体制を構築しております。
・当社は、財務情報および非財務情報に関係なく、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則の遵守による情報開示はもとより、法令や規則等に該当しない事実・事象であっても、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、主体的に情報開示の充実を行っております。

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
・「社是、基本理念・企業理念・経営理念」につきましては、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載しております。ご参照ください。
・経営戦略、経営計画につきましては、決算発表資料（決算短信等）、有価証券報告書、事業報告書及びアナリスト向け決算報告資料など通じて開示・提供しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
・当該項目は、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載しております。ご参照ください。

4 【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務(1) 】
・取締役会は、当社にとって適切なコーポレートガバナンスの構築を通じて企業業理念の実現および持続的な成長や企業価値向上がもたらす社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動を目指し、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行っております。
・取締役会は、経営理念の策定、経営の基本方針、経営戦略・経営計画等の策定、取締役・経営陣候補の選任など、法令、定款及び「取締役会規則」にて定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
・取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。

5 【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・独立社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、会社独自においても社外役員の独立性判断を行い、充足する者を選任することとしております。
・取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定することとしております。

6 【補充原則4－11－1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を確保・維持することとしております。
・監査役会の実行性確保にあたり、常勤監査役は、当社内外において、当社事業に理解のある豊富な経験を有する者から選任し、社外監査役は財務・会計、法律、経営等の専門家で構成するとともに、1名以上は財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任することとしております。
・取締役会は、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしております。

7 【補充原則4－11－2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行することとしております。
・社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、必要となる時間・労力を十分確保し、取締役・監査役としての職務を執行することとしております。
・上記の観点を踏まえ、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめることとし、その兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等において、毎年開示しております。

8 【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
・取締役・監査役は、コーポレートガバナンスにおける重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべく必要なトレーニングを受けることとしております。
・当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。
・取締役会は、上記のようなトレーニングに関する対応が適切にとられているか確認することとしております。
・社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割（受託責任）と責務（法的責任を含む）に関して十分に理解を深める機会を設けており、また、就任後においても、必要に応じ、継続的な知識・理解を更新する機会を設けております。

9 【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
・当社は、株主等からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。
・取締役会は、株主等との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努めるとともに、体制整備・取組みに関する方針を策定・承認し、開示いたします。
1. 株主からの対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本といたします。
2. 株主等との対話全般について、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役対応する担当取締役（IR担当取締役）を指定しております。
3. IR担当役員は、個別面談以外に、投資家向けIR説明会や自社ホームページのIRコンテンツの充実化等の手段により継続的なIR活動の充実を図ってまいります。
4. IR担当役員は、対話において把握された株主等の意見・懸念・要望等について、取締役・経営陣幹部へ速やかにフィードバックするとともに、取締役会へ適宜適切にフィードバックすることにより、独立的・客観的な視点からの意見や課題認識の共有を図ってまいります。
5. IR担当役員は、対話に際して未公表の重要な会社情報（インサイダー情報）の漏洩を防止するため、「内部者取引に関する規則」に基づき、情報管理責任者と連携し情報管理を徹底いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　　10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
佐藤 礼子	1,467,950	21.42
隈元 智子	1,467,950	21.42
株式会社オービックビジネスコンサルタント	254,100	3.70
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	249,200	3.63
和田 成史	181,200	2.64
株式会社みずほ銀行	121,000	1.76
ピーシーエー従業員持株会	119,087	1.73
株式会社ロジックシステムズ	114,000	1.66
ナゴヤピーシーエー株式会社	100,100	1.46
株式会社応用システム研究所	86,500	1.26

支配株主（親会社を除く）の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明 更新

和田成史氏、和田弘子氏、セントラルビル管理株式会社から、平成23年3月18日付で連名で提出された大量保有報告書と、その変更報告書により、平成27年11月5日現在、当該連名者が、374,900株（保有割合4.87%）を保有している旨の報告を受けております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　　東京 第一部

決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に記載すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒井 久美子	他の会社の出身者											
隈元 裕	他の会社の出身者				○	○		●				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 久美子	○	独立役員に指定しております。	事業会社の財務部門や監査法人等における豊富な業務経験、知見を客観的立場から当社の経営に活かしていただくためであります。
隈元 裕		――	当社の主要取引先の業務執行者たる立場での当社の業務内容への深い理解を踏まえ、同業種の情報サービス産業界で経営に携わっておられる経験、知見を社外的立場から当社の経営に活かしていただくことが期待できるからであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の独立性を監視し、監査の結果等について結果及び説明を受け、財務諸表等について検討をしております。また、会計監査人による子会社・営業所往査及びたな卸等に同行しております。さらに、必要に応じて随時打合せの機会を持ち、情報交換を行っております。
監査役は、内部監査部門から業務執行の状況を聴取し、業務全般の監査の実施にあたっております。また、必要に応じて随時打合せの機会を持ち、情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下島　正	弁護士													
深澤　公人	税理士													
佐竹　正幸	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下島　正	○	独立役員に指定しております。	法律家の立場からの適切な監査、助言を行ってもらうために社外監査役として選任しております。また、弁護士としての専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。
深澤　公人	○	独立役員に指定しております。	税務の専門家の立場からの適切な監査、助言を行ってもらうために社外監査役として選任しております。また、税理士としての専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。
佐竹　正幸	○	独立役員に指定しております。	会計専門家の立場からの適切な監査、助言を行ってもらうために社外監査役として選任しております。また、公認会計士としての専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員と会社との取引について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準については、年額3百万円以下といたします。当社では、独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役への個別報酬額の決定に際し、業績達成度を考慮するため、別途のインセンティブ付与については実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

補足説明等、特にありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については業績の達成度を考慮し、代表取締役が原案を作成し、各取締役と協議の上、決定しております。
監査役の報酬については業務内容及び業務日数と他社の報酬水準を考慮し、監査役の協議において決定しております。
会計監査人の報酬については監査内容と日数を考慮し、監査法人が原案を作成し、代表取締役が交渉の後、監査役会の決議による同意を得て決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については管理本部長がサポートし、取締役会の開催に伴う日程調整、会議資料の事前配付、要求資料の提供、議事録作成及びデータベース化等のサポートをしております。
社外監査役については、監査役会事務局がサポートし、監査役会の開催に伴う日程調整、会議資料の事前配付、要求資料の提供、議事録作成及びデータベース化、地方拠点往査に伴う宿泊等の手配、監査役会報告書作成等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社では、監査、監督機能を整え、コーポレートガバナンスの充実をはかるため、以下の体制を採用しております。

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、経理・税務、会計、法務の各分野に精通した社外監査役3名を含む4名体制で構成し、さらに、取締役会においては、取締役の執行活動を監視する監督機関としての社外取締役を2名置いております。

業務執行関係
経営企画会議を毎月1回、幹部会（月曜会議）を毎週1回開催し、業務執行方針の確認、業務執行状況の相互チェックを行っております。

監査・監督関係
内部監査室が、社内規定の遵守状況、事業活動の活動状況（特に会計に関する事項）の妥当性について内部監査を実施しております。
監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な会議へ出席するほか、取締役及び内部監査室から業務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧して、当社及び子会社において法令遵守やリスク管理等の内部統制の体制整備を含む業務全般の監査を実施しております。
また、監査役は会計監査人の独立性を監視し、監査の結果等について報告及び説明を受け、財務諸表等について検討しております。
さらに、内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ必要に応じて連携を保ちながら随時打合せの機会を持ち、情報交換を行っております。なお、会計監査人の概要は、次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名
指定有限責任社員　野口　昌邦　有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員　田中　淳一　有限責任　あずさ監査法人
（上記指定社員の継続関与年数は7年を超えていないため、継続関与年数の記載は省略しております）

・監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士　10名
その他　　5名
（監査業務に係わる補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。また、補助者の構成のうち「その他」には、税務専門家、システム専門家が含まれております。）

指名関係
取締役については、取締役会での推薦を受け、候補選定をしております。
監査役については、監査役会での承認を得て候補選定をしております。

報酬決定関係
取締役の報酬については業績の達成度を考慮し、代表取締役が原案を作成し、各取締役と協議の上、決定しております。
監査役の報酬については業務内容及び業務日数と他社の報酬水準を考慮し、監査役の協議において決定しております。
会計監査人の報酬については監査内容と日数を考慮し、監査法人が原案を作成し、代表取締役が交渉の後、監査役会の決議による同意を得て決定しております。

当社と社外取締役（2名）、社外監査役（3名）及び会計監査人（有限会社 あずさ監査法人）は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
会計監査人との当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金58,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
社外取締役及び社外監査役との損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役を含む監査役会によるチェック体制に加え、取締役会においても社外取締役による経営監督上有益なアドバイスを受けることで、適切なコーポレート・ガバナンスを実施する体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を可能な限り回避することにより、株主の便宜を図るよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、決算説明会を行い、決算（第2四半期）短信の詳細説明等を代表取締役、営業担当役員他より行っております。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当社は、「社是、経営理念、行動規範」に基づき、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働に努めることにより、持続的な成長や企業価値向上がもたらす社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動を実現するため、ピー・シー・エー コーポレートガバナンス ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組むものとしております。 ・本ガイドライン「第2章 ステークホルダーとの関係」におきましては、ステークホルダーの立場の尊重に係る取組みの指針となるべく、以下の内容を規定しております。 当社は、全てのステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観・行動原則である「社是、経営理念、行動規範」を定め、当社および当社グループの役員・社員等全てこれを実践する。 1. 株主等との関係 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。 2. 社員等との関係（多様性確保の推進） 当社は、多様な個性やバックグラウンドを有する社員の個性と希望を尊重し、社会に貢献できる自立した人財の育成に向けた取り組みを行うとともに、社員間のコミュニケーションと多様な価値観を事業に活かせる環境を作ることにより、柔軟な発想で社会利益へ繋がる事業活動を実現していくために、多様性確保の推進に取り組んでおります。 3. 顧客との関係 当社は、経営理念である「カスタマ・ファーストの精神」に基づき、常にお客様の方向を向いた製品開発・サービス提供や充実したサポートサービスを提供することにより、継続的なお客様満足度の向上に取り組んでおります。 4. 取引先との関係 当社は、仕入先様および取引先様とは、人と人との繋がりを重視し、パートナーとして互いの長期的な成長を目指すことにより、長期的なお付き合いができるような関係の構築を心掛けております。 5. 社会・環境との関係 当社は、基幹業務の高度な自動化を実現するソフトウェアを開発・販売することで、これまでにない新しいもの・価値を創造することにより、社会利益や会社基幹業務の環境改善に貢献してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・当社における社会貢献活動として、以下の取組みを実施しております。 ・当社は、経済産業省後援の歴史ある「U-22プログラミング・コンテスト2016※」のゴールドスポンサーとなり、日本の技術・イノベーションを底上げし、日本の未来を創る優れたプログラマーの発掘を支援しております。 ※「U-22プログラミング・コンテスト2016」概要等 1980年より経済産業省の主催により、優れた才能を持ったイノベイティブなIT人材の発掘と育成、単にプログラムのできる人材ではなく、アイデアに富んだソフトウェア開発に取り組む人材の発掘を目的として開催されてきました。 2014年からは本コンテストの主旨にご賛同、ご協賛いただいた企業から構成された「U-22プログラミング・コンテスト実行委員会」が主催、歴史あるプログラミング・コンテストを継承し、更なる発展を目指しております。 ・当社は、「IT業界から始まった」とも言われているうつ病等を原因とした「社会的に立場の弱い未就労者」の方々を、1人でも多く社会に復帰させることを目的に2010年 チャック・ウイルソン氏

	によって企画された「NIPPON IT チャリティ駅伝」のシルバースポンサーとなり大会支援を行うとともに、当社も駅伝に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・当社は、「社是、経営理念、行動規範」および「本ガイドライン」に謳われているとおり、全てのステークホルダーに対して、社会への貢献や社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動に関する情報を、適切に提供し続けていくことに努めてまいります。
その他	役員への女性の登用に関しては、現状、女性の社外取締役1名を選任しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制の有効な遂行をはかるため平成3年4月より社長直属の組織として内部監査室を設置し、各被監査部門からは、独立したスタッフを必要に応じて配置し、前述した経理・税務、会計、法務の各分野に精通した社外監査役3名と緊密な連携をとる等内部統制システムの整備をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたないことを基本としております。
万一、反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、総務部が弁護士や警察等と連携して適切に対処し、これを断固として排除するものといたします。
当社の社内体制としては、「反社会的勢力排除及び対応に関する規程」に基づき、体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

1.基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、明瞭な経営姿勢のもとに各種の会社情報について金融商品取引法等の関連法令、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な開示に努めております。
株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに皆様の理解と信頼を得るため、経営戦略や財務状況等の企業情報を、公平性、正確性、適時性に配慮し積極的に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

2.社内体制の状況

(1)重要な会社情報の管理・開示体制
当社グループにおいて重要な会社情報が発生した場合に関係部門及び連結子会社は開示責任担当部署である当社の総務部又は経理部に報告し、開示責任担当部署は情報取扱責任者に報告します。

情報取扱責任者…重要な会社情報の管理及び開示に関する総括責任者であります。
当社グループの情報管理体制の構築を図るとともに、必要な措置等の指示を行っております。
常務取締役管理本部長がその任に就いており、東京証券取引所の規則に基づく「情報取扱責任者」であります。

(2)開示情報の分類と開示の流れ
(a)決定事実に関する情報
適時開示の対象となる重要な決定事項については、社内規程に基づき関係部門からの提案を、当社及び連結子会社の取締役等において機関決定した後に、情報取扱責任者の指示の下、直ちに総務部が情報開示を行っております。
当社の経営に関する重要事項(販売計画、会社の基本的な運営に関する情報など)については、部長会等で協議され、取締役会において承認されています。

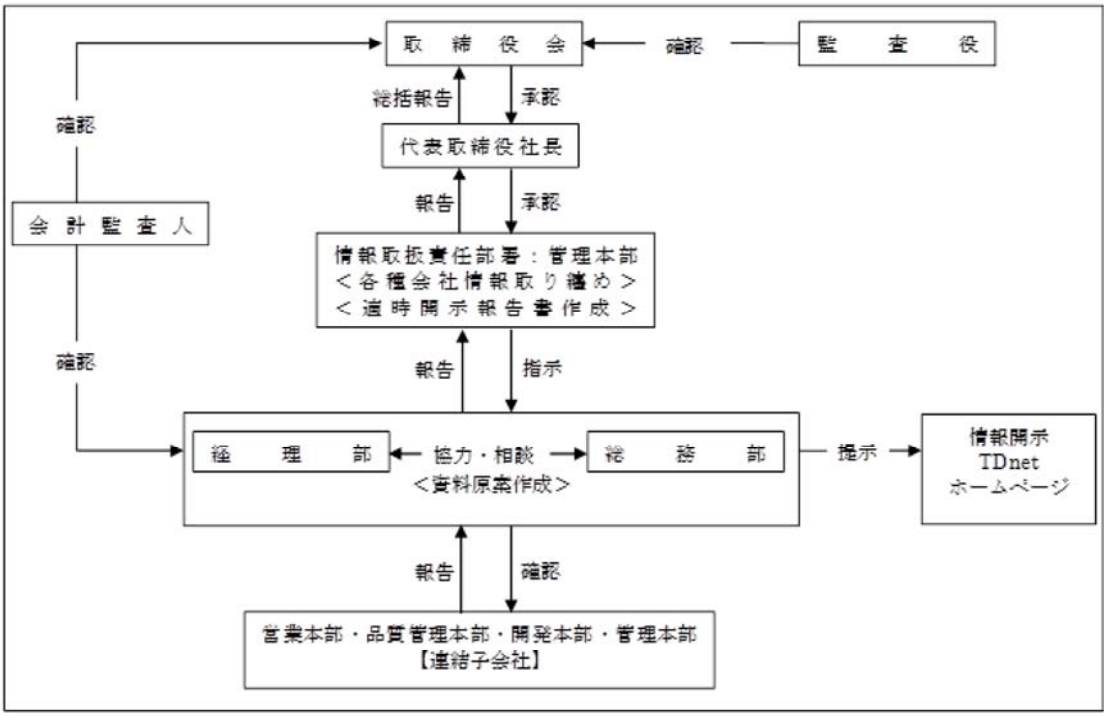
(b)発生事実に関する情報
適時開示の対象となる事実が発生した時には、関係部門及び連結子会社は総務部に直ちに報告し、総務部は情報取扱責任者の指示の下、適時開示を行っております。
発生事実については、対象部署より各部門責任者に報告され、各部門責任者はその事実を確認し、担当取締役を経て取締役会に報告されます。

(c)決算に関する情報
経理部が作成した原案を情報の内容により取締役報告又は取締役会決議を経て、情報取扱責任者の指示の下、直ちに情報を開示しております。
経理部で取り纏められた決算(四半期決算を含む)及び業績修正等の情報については、必要に応じて会計監査人の監査又はレビュー及び監査役会の監査を経て取締役会に報告し承認されています。

上記により把握された決定事実、発生事実及び決算に関する情報は、当社管理本部管理下の総務部及び経理部との連携の下に、情報取扱責任者の指示の下、情報内容の適時性と正確性を確認し、代表取締役社長の最終確認を経た後、情報開示を行うこととしております。

【社内体制の状況】

適時開示に係る社内体制は、下図の通りです。



【参考資料：模式図】

